

平成28年9月12日

会員の皆様へ

公益社団法人高知県看護協会
会長 宮井千恵

平成27年度決算時における不明金への対応について

会員の皆様におかれましては日頃から当協会の運営にご支援を賜り感謝申し上げます。
標記の件では、会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしております。

このたび、現段階における不明金の概要と今後の対応について、別紙のとおりご報告させていただきます。

引き続き、今後の対応について全力で検討を進めて参りますので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、本件に関するご意見等ございましたら、電話、Eメール等にて、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡先

公益社団法人高知県看護協会事務局

TEL：088-844-0678

FAX：088-844-0053

Eメール：info@kochi-kangokyokai.or.jp

平成28年9月12日

公益社団法人高知県看護協会
会員の皆様へ

公益社団法人高知県看護協会
会長 宮井千恵

公益社団法人高知県看護協会の平成27年度決算等における不明金
への対応について

1 不明金の概要

平成27年度決算の監査(平成28年5月)において、決算と預金残高の不一致2000万円が発見された。

発見以来、公認会計士にも調査を依頼し、全容解明に努めてきた。

当協会等の調査によると、不明額が3023万円に上っており、これらは前経理担当職員の職務に違背した行為に基づき発生したものである(別紙1参照)。

2 今後の対応

(1) 不明額に係る関係者の刑事上及び民事上の責任について、弁護士とともに十分な調査を行い、法的な措置を検討する。

(2) 経理事務の管理不備は、相当以前からのものであり、再発を防止するための改善策を既に実施しているが、今後、公認会計士の指摘も併せ、適切な業務管理体制を確立する(別紙2参照)。

(3) 不明金発生原因の一つである経理事務の管理不備や監査の不備等について、協会の執行体制に関する責任を明確にする。

(4) 前経理担当者は、職務に違背した行為を行ったと認められるので、平成28年9月10日付けで懲戒解雇とした。

別紙1

職務に違背する行為

1 帳簿上の不明金 2000 万円について

(1) 平成 25 年 3 月 31 日、総勘定元帳（以下「元帳」という。）には四銀口座 A に 1000 万円余を入金と記帳しているが、四銀口座 A にはその入金になされていない。

その後、元帳に記帳しないまま、平成 25 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日にかけて四銀口座 A に 1000 万円余を入金している。また、元帳に記帳しないまま、平成 25 年 4 月 26 日に郵貯口座 A から 1000 万円を引き出しており、四銀口座 A への入金に充てられた可能性がある。

(2) 平成 27 年 4 月 17 日、元帳に現金から 955 万円余を四銀口座 A に入金と記帳しているが、実際は、四銀口座 B から 1000 万円を引き出して、そのうちの 955 万円余を四銀口座 A に入金している。

(3) (1)、(2)の結果、合計 2000 万円の不明金が生じている。

2 無断引き出し合計 1013 万 6320 円

平成 19 年 12 月 21 日から平成 28 年 5 月 23 日の間、約 9 回にわたり、無断で 2 つの郵便振替口座から、合計 1013 万 6320 円を引き出している。

3 支払金 10 万円

平成 28 年 4 月 4 日、元帳に支払先に 10 万円の支払を記帳し、四銀口座 C から 10 万円の引き出しをしているが、実際には支払をしていない。

4 1 ないし 3 の結果、不明金が合計 3023 万 6320 円に上っている。

別紙 2

再発防止について

1 不明金発生の原因

不明金発生の原因は、公認会計士作成の資金監査報告書に指摘されているとおり、金融機関への届出印の管理、預貯金通帳や預貯金残高の管理、現金の管理が極めて不十分であった点に求められるとともに、期末に行われる決算書類の確認や監査業務が適正に行われなかった点に求められる。

2 再発防止策・改善策

そこで、次の再発防止策や改善策を実施し、また、実施すべきと考えている。

(1) 現在実施している再発防止策

経理事務管理の厳格化

通帳管理、現金管理を下記の体制により管理し、現金取引管理簿及び通帳管理簿により適正に運用する。取引、現金出納等があるときは、毎日、管理を行う。

- | | | | | |
|---|-------------------------|------|-------|----------|
| ア | 金融機関届出印管理 | 専務理事 | 不在の場合 | 会長又は事務長 |
| イ | 預貯金通帳管理
(振替受払通知票を含む) | 事務長 | 不在の場合 | 会長又は専務理事 |
| ウ | 現金管理 | 専務理事 | 不在の場合 | 会長又は事務長 |

(2) 今後実施する再発防止及び改善策

ア 決算書類の精査

監査受検前の決算書の正確な作成、精査、会長までの決裁等、責任体制を明確にする。

イ 監査の徹底

決算書の精査、残高証明書との照合作業、現金実査を確実に行う。

ウ 現在実施している改善策を取扱要領として、明確にする。

エ 特定資産の運用・管理

公認会計士から指摘のあった特定資産の管理について、管理規程の整備を図るなど、適正な管理体制を確立する。